

第2章 公共施設マネジメントの取り組み

2-1 本市におけるこれまでの公共施設マネジメント

はじめに本市の公共施設マネジメントに関する取り組みについて振り返っておきたい。第1章でも触れたとおり、本市は公共施設のあり方について、全国の中でも早期に検討を開始し、2002(平成14)年3月には『施設白書～施設の現状を知り あり方を考えるために～』を作成している。また、2006(平成18)年7月には白書更新版として『新たな施設展開～有効利用と効率的運用をめざして～』を作成し、「改修すべき施設の厳選」や「既存施設の有効活用」など「施設白書」で掲げた取り組みを検証するとともに、今後の施設管理の方向性を検討した(図表2-1)。白書策定期間は豊島区の施設白書(2000(平成12)年9月)、新宿区の施設白書(2001(平成13)年10月)に次ぐものであり、全国の中でもかなり早い段階から課題認識をしていたことがわかる。

白書作成前後の時期における国の制度の大きな変化としては、第1章で触れたとおり1999(平成11)年7月に制定された「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(PFI法)」、2003(平成15)年9月に制定された指定管理者制度など、施設管理運営に関する重要な法が制定されたことが挙げられる。

図表2-1 本市白書の概要

名称	発行年月	主な内容	総ページ	目次	検討事項
施設白書 ～施設の現状を知りあり方を考えるために～	平成14年3月	財政面から施設を取りまく現状と課題を明らかにしたもの 昭和44年から平成12年までの32年間の投資経費が普通会計分の総額として、7744億円にのぼっていること 今後の維持管理経費と公債費は今後10年間で約3000億円に及び、15年度からの20年間で1300億円の改修経費がかかることを試算	p.3-30	施設整備の推移と現状 施設の維持管理コスト 将来負担	1 施設整備計画の経緯 投資的経費・施設整備の推移 施設の現状
				施設のライフサイクルコスト	2 施設の維持管理コストの現状と課題
				今後の整備のあり方	3 将来負担
			p.34-98	資料	4 改修経費の推移について、平成15年度から平成34年度までの改修経費は1292億円を推計している。
					5 改修費のピークは、平成25年度の110億円 6 インフラの推移 7 借上財産
新たな施設展開 ～有効利用と効率的運用をめざして～	平成18年7月	白書策定後の本市における施設維持管理の取組みを再検証 「八王子ゆめおりプラン」実現のため、施設改善の視点を補うこと 市民ニーズに合った「施設経営」の確立にむけた方向性を示す	p.2-18	施設管理のこれまで 求められる施設経営 施設マネジメントの構築に向けて	1 (小学校)18年度中に補強工事完了予定(改築を想定した学校除く) 2 (中学校)20年度中に中学校補強工事完了予定
			p.20-38	資料	3 平成18～38年まで大規模修繕費は105億円(15-17年度基準) 4 長期修繕計画の必要性
					5 施設マネジメントを掲げ施設の現状分析を実施している
					6 指定管理制度の導入(学童施設10ヶ所、高齢者施設2ヶ所(16.17年度)、423ヶ所(18年度))
					7 八王子ゆめおりプランと施設の体系図

本市における「施設白書」及びその更新版と位置づけられる「新たな施設展開」においては、ライフサイクルコストやP D C A(Plan-Do-Check-Action)を重視していることも注目される。他方、インフラの整備状況について、総量・推移は示されているものの将来的な対応について具体的な方策は示されていない。当時、バブル期の急激な開発や人口増加に対応するための施設の建設が進んでいた背景もあり、第一段階として施設(ハコモノ)を対象に取り組んできたも

のと考えられる。

また、社会背景にも変化が見られる。「新たな施設展開」において、2006(平成 18)～2026(平成 38)年において大規模修繕費(総コスト)を 105 億円と試算しているが、2008(平成 20)年のリーマンショック、2011(平成 23)年の東日本大震災などによる社会情勢の変化を受けて、建築資材、人件費、燃料費の高騰が顕著なことから、試算も大きく変化しているものと考えられる。

2-2 フェーズ(Phase:段階)からみた各自治体の取り組み

本節では各自治体の公共施設マネジメントの取り組みに関し、施設白書の作成を基準に体系化を行った。各自治体の公共施設白書についてはホームページに公開している情報をもとに整理した。

既存の報告書などでは、年数を区切りにしていることが多いが、ここでは施設白書を基準に各自治体の進行状況を可視化するため、以下のようにフェーズ(Phase:段階)を定める。その上で、公共施設白書の発行後の進捗状況を整理した。

なお、各フェーズの期間は自治体ごとに異なり、要する期間も伸縮することが特徴である。

フェーズ : 公共施設白書作成期

自治体において初めて公共施設白書(に関するものを含める)が作成された後の期間(期間: 白書発行後～更新版発行前)

フェーズ : 公共施設白書更新期

公共施設白書を更新後の期間(白書更新版作成後～方針提示前)

フェーズ : 具体的計画策定期(基本方針や計画の策定)

施設白書などに基づいた公共施設マネジメントに関する基本方針の策定や具体的な計画の策定期間(計画方針提示後～計画実施前)

フェーズ : 計画実施期

施設白書などに基づいた公共施設マネジメントに関する計画の実施期(計画実施開始～)

以上のフェーズを用いて、中核市、施設マネジメント先進都市、東京都 26 市、本市の類似団体である市町村型 - 1 を中心に分類を行った(図表 2-2)。

類似団体: 総務省において態様が類似している地方公共団体ごとに作成されている類型のことである。現在、類似団体の類型は、市(政令市を除く)及び町村別に、団体の人口及び第 2 次・第 3 次産業人口比率を基準として、設定されている。八王子市は平成 26 年度においては市町村型 - 1 に分類されている。

図表 2-2 施設白書フェーズ(1)

	自治体名	都道府県	団体区分	市町村類型	作成時期	フェーズ				白書等	作成担当課
						I	II	III	IV		
1	武蔵野市	東京都	一般市	Ⅲ-1	平成23年9月					武蔵野市公共施設白書	施設課
2	西東京市	東京都	一般市	Ⅳ-1	平成19年10月 平成21年3月					施設白書 西東京市公共施設保全計画	管財課
3	豊中市	大阪府	中核市	I-0	平成21年4月 平成24年12月					市有施設の有効活用指針 複合化・多機能化・戦略的配置についての方針	施設活用課 ファシリティ・マネジメント担当
4	三鷹市	東京都	一般市	Ⅳ-1	平成24年3月					公共施設維持・保全計画2022	公共施設課
5	川崎市	神奈川県	指定都市	I-0	平成23年2月 平成26年3月					川崎版PRE戦略 かわさき資産マネジメントプラン-第1期取組期間の実施方針- 川崎版PRE戦略 かわさき資産マネジメントカルテ-資産マネジメントの第2期取組期間の実施方針-	財政局資産管理部資産運用課 戦略推進担当
6	調布市	東京都	一般市	Ⅳ-1							
7	東大阪市	大阪府	中核市	I-0	平成25年11月					東大阪市公共施設マネジメント推進基本方針	経営企画部 資産経営室
8	浦安市	千葉県	一般市	Ⅳ-1							
9	横浜市	神奈川県	指定都市	I-0	平成23年11月 平成25年3月					横浜市公共施設マネジメント白書	財政局 公共施設・事業調整室
10	尼崎市	兵庫県	中核市	I-0	平成23年11月					尼崎市の公共施設の現状と課題	企画財政局 公共施設担当
11	東村山市	東京都	一般市	Ⅳ-1	平成25年3月 平成26年3月					東村山市公共施設白書 東村山市公共施設白書 改訂版	経営政策部施設再生推進課
12	小平市	東京都	一般市	Ⅳ-1	平成19年6月					小平市施設白書	企画政策部政策課
13	国立市	東京都	一般市	Ⅱ-1	平成24年2月 平成25年3月					国立市公共施設白書 国立市公共施設マネジメント基本方針	企画部政策経営課資産活用・調整担当
14	府中市	東京都	一般市	Ⅳ-1	平成23年3月 平成26年6月					府中市公共施設マネジメント白書 平成21年度版 府中市公共施設マネジメント白書 平成24年度版	政策総務部政策課
15	市川市	千葉県	一般市	Ⅳ-1							
16	那覇市	沖縄県	中核市	I-0							
17	松戸市	千葉県	一般市	Ⅳ-1	平成25年3月					松戸市公共施設白書	財務部財産活用課
18	習志野市	千葉県	一般市	Ⅳ-1	平成21年3月 平成23年3月					公共施設マネジメント白書—施設の現状と運営状況の分析— 習志野市公共施設再生計画策定に対する提言	経営改革推進室・株・ファイナンス・ラボレート研究所
19	伊丹市	大阪府	一般市	Ⅳ-1	平成24年3月					伊丹市公共施設白書	総合政策部 政策室 施設マネジメント課
20	西宮市	兵庫県	中核市	I-0	平成23年8月					西宮市公共施設白書	政策局政策総括室施設企画課
21	船橋市	千葉県	中核市	I-0	平成25年5月					船橋市公共建築物保全計画	財産管理課
22	新座市	埼玉県	一般市	Ⅳ-1							
23	立川市	東京都	一般市	Ⅳ-1	平成23年5月					立川市公共施設白書	総合政策部企画政策課・株・ファイナンス・ラボレート研究所
24	名古屋市長	愛知県	指定都市	I-0	平成26年3月					名古屋市長公共施設白書	財政局財政部アセットマネジメント推進室アセットマネジメント
25	多摩市	東京都	一般市	Ⅲ-1	平成24年1月					多摩市施設白書	企画政策部企画課
26	日野市	東京都	一般市	Ⅳ-1	平成26年3月					日野市公共施設白書	企画部企画調整課
27	京都市	京都府	指定都市	I-0	平成26年3月					京都市公共施設マネジメント基本方針	行財政局 資産活用推進室
28	町田市	東京都	一般市	Ⅳ-1							
29	藤沢市	神奈川県	一般市	Ⅳ-1	平成20年11月					藤沢市公共施設マネジメント白書—施設を通じた行政サービスの現状と分析—	企画政策部 企画政策課
30	高槻市	大阪府	中核市	I-0							
31	さいたま市長	埼玉県	指定都市	I-0	平成24年6月 平成25年3月 平成26年3月					さいたま市公共施設マネジメント計画【平成23年度 白書編】 平成24年度さいたま市公共施設マネジメント白書 平成26年度さいたま市公共施設マネジメント白書	都市戦略本部/行財政改革推進部
32	横須賀市	神奈川県	中核市	I-0	平成25年9月					横須賀市公共施設マネジメント白書	財政部資産経営課
33	宇治市	京都府	一般市	Ⅳ-1							
34	八王子市長	東京都	一般市	Ⅳ-1	平成14年3月 平成18年7月					八王子市施設白書 新たな施設展開	行財政改革推進室
35	上尾市	埼玉県	一般市	Ⅳ-1	平成26年3月					平成25年度版上尾市公共施設白書	企画財政局総合政策課
36	流山市	千葉県	一般市	Ⅳ-1	平成23年4月					流山市 FM戦略会議・FM推進委員会設置 (FM推進体制発足)	財産活用課 ファシリティマネジメント推進室
37	神戸市	兵庫県	指定都市	I-0							
38	札幌市長	北海道	指定都市	I-0							
39	八千代市長	千葉県	一般市	Ⅳ-1	平成20年2月					公共施設再配置等の方針	総合企画課 公共施設マネジメント推進室
40	鹿児島市長	鹿児島県	中核市	I-0							
41	柏市長	千葉県	中核市	I-0							
42	入間市長	埼玉県	一般市	Ⅳ-1							企画部 企画課総合政策担当
43	和泉市長	大阪府	一般市	Ⅳ-1							総務部 管財課
44	狭山市	埼玉県	一般市	Ⅳ-1							
45	秦野市長	神奈川県	一般市	Ⅳ-1	平成21年10月 平成23年4月 平成25年5月					秦野市公共施設白書—持続可能な行政サービスとするために— 秦野市公共施設再配置計画 秦野市公共施設白書-平成24年度改訂版	企画総務部公共施設再配置計画担当
46	我孫子市長	千葉県	一般市	Ⅲ-1	平成17年～26年					提案型公共サービス民営化制度(平成17.18.19.22.23.24.25.26年度)	総務部 総務課
47	川越市長	埼玉県	中核市	I-0	平成25年3月					川越市公共施設マネジメント白書	政策総務部政策企画課 社会資本マネジメント担当
48	岐阜市長	岐阜県	中核市	I-0	平成25年9月					岐阜市公共施設白書—事前の一策のために—	政策調整課
49	大津市長	滋賀県	中核市	I-0	平成24年6月					大津市公共施設白書	総務部 公共施設マネジメント推進室
50	小牧市長	愛知県	一般市	Ⅳ-1							
51	奈良市長	奈良県	中核市	I-0							
52	高知市長	高知県	中核市	I-0							
53	和歌山市	和歌山県	中核市	I-0							

図表 2-2 施設白書フェーズ(2)

	自治体名	都道府県	団体区分	市町村類型	作成時期	フェーズ				白書等	作成担当課
						I	II	III	IV		
54	金沢市	石川県	中核市	I-0	――						
55	姫路市	兵庫県	中核市	I-0	平成26年6月					公共施設のマネジメントに関する基本方針	市長公室 行財政改革推進室
56	長崎市	長崎県	中核市	I-0	平成24年2月 平成24年3月					長崎市公共施設白書 長崎市公共施設マネジメント基本計画	総務部理財部財産活用課
57	佐倉市	千葉県	一般市	IV-1	平成23年5月 平成24年4月					平成21年度版 佐倉市施設白書平成21年度版 佐倉市施設白書平成22年度版	資産管理経営室
58	松山市	愛媛県	中核市	I-0	平成25年12月					松山市施設白書	管財課 公共施設マネジメント担当
59	函館市	北海道	中核市	I-0	――						
60	大分市	大分県	中核市	I-0	平成26年3月					大分市公共施設白書	管財課 公共施設マネジメント推進室
61	倉敷市	岡山県	中核市	I-0	平成25年3月					倉敷市公共施設白書	企画財政部財産活用課
62	久喜市	埼玉県	一般市	IV-1	平成26年4月					久喜市公共施設白書	企画政策課行政管理係
63	福山市	広島県	中核市	I-0	平成25年3月					福山市公共施設サービス再構築基本方針	資産経営戦略課
64	高松市	香川県	中核市	I-0	平成24年9月					高松市ファシリティマネジメント推進基本方針	財政局
65	豊橋市	愛知県	中核市	I-0	平成23 年10 月					豊橋市ファシリティマネジメント推進基本方針	総務部ファシリティマネジメント 推進室
66	ひたちなか市	茨城県	一般市	IV-1	――						
67	浜松市	静岡県	指定都市	I-0	平成21年4月 平成23年3月					資産経営推進方針 再配置企画 個別方針	財務部資産経営課
68	大垣市	岐阜県	一般市	IV-1	――						
69	野田市	千葉県	一般市	IV-1	――						
70	取手市	茨城県	一般市	III-3	平成23年5月					取手市公共施設マネジメント白書	公共施設整備課
71	久留米市	福岡県	中核市	I-0	平成26年7月					久留米市公共施設白書	総合政策部行財政改革推進課
72	宇都宮市	栃木県	中核市	I-0	平成23年 2月					(公共建築物長寿命化推進計画)	建設部 建築保全課
73	高崎市	群馬県	中核市	I-0	――						
74	前橋市	群馬県	中核市	I-0	平成25年7月					前橋市公共施設白書～市有建物の更新問題を考える～	公資産活用(ファシリティマネジメント)プロジェクトチーム
75	宮崎市	宮崎県	中核市	I-0	平成24年3月					宮崎市公共施設経営基本方針	企画財政部 財政課
76	徳島市	徳島県	一般市	IV-1	――						
77	宇部市	山口県	一般市	IV-1	平成25年3月					宇部市公共施設白書	総合政策部 財政課 財産係
78	鈴鹿市	三重県	一般市	IV-1	――						
79	盛岡市	岩手県	中核市	I-0	平成25年6月 平成26年 3月					公共施設保有の最適化と長寿命化のための基本方針 公共施設運営状況－施設カルテ－	財政部 資産管理活用事務局
80	高岡市	富山県	一般市	IV-1	――						
81	新潟市	新潟県	指定都市	I-0	平成26年3月					新潟市財産白書	財務部 財産活用課
82	長野市	長野県	中核市	I-0	平成25年10月					長野市公共施設白書-公共施設の現状と課題-	総務部行政管理課
83	青森市	青森県	中核市	I-0	――						
84	下関市	山口県	中核市	I-0	――						
85	秋田市	秋田県	中核市	I-0	――						
86	福島市	福島県	一般市	IV-1	――						
87	上田市	長野県	一般市	IV-1	――						
88	周南市	山口県	一般市	IV-1	平成25年11月					周南市公共施設白書	行政改革推進室
89	小山市	栃木県	一般市	IV-1	――						
90	旭川市	北海道	中核市	I-0	――						
91	郡山市	福島県	中核市	I-0	――						財務部公営資産マネジメント課
92	津市	三重県	一般市	IV-1	――						公有資産マネジメント課
93	佐賀市	佐賀県	一般市	IV-1	――						
94	いわき市	福島県	中核市	I-0	――						
95	つくば市	茨城県	特例市	I-0	――						
96	富山市	富山県	中核市	I-0	平成24年8月					公共施設の利活用に関する報告書	公共施設利活用検討チーム
97	苫小牧市	北海道	一般市	IV-1	平成26年3月					公共施設白書～施設の今を知り 未来を考えるために～	総合政策部政策推進室 政策推進課公共施設担当
98	今治市	香川県	一般市	IV-1	――						
99	松阪市	三重県	一般市	IV-1	――						
100	東広島市	広島県	一般市	IV-1	――						
101	山口市	山口県	一般市	IV-1	――						
102	出雲市	島根県	一般市	IV-1	――						
103	石巻市	岩手県	一般市	IV-1	――						
104	釧路市	北海道	一般市	IV-1	平成26年2月					釧路市公共施設等適正化計画(案)	総合政策部 市有財産対策室 市有財産対策担当
105	弘前市	青森県	一般市	IV-1	――						
106	都城市	宮崎県	一般市	IV-1	――						
107	帯広市	北海道	一般市	IV-1	――						
108	日光市	栃木県	一般市	II-1	平成24年6月					日光市公共施設マネジメント白書	総務部行政改革課
109	夕張市	北海道	一般市	I-1	――						

――→ 白書等作成済・計画等実施済

-----→ 白書等作成中・計画等検討中（公開情報で読み取れるもの）

※2014（平成 26）年 7 月 31 日時点における各自治体の公開情報（ホームページ等）に基づき作成

※本図表における各自治体の表記順は人口密度順（高密度→低密度）に示している（後述）

2014（平成 26）年 7 月段階の各自治体の状況に基づく

本調査は、ホームページで公開している情報を整理したものである。自治体によっては、ホームページで公開せず、既に公共施設白書等を策定している場合も考えられるが、公共施設白書等は、基本的に施設の現状を市民へ伝えるという説明責任を果たす意味合いもあることから、公開が前提であることは明確である。このことを踏まえると、フェーズ（公共施設白書作成期）の自治体は、計画中也含め約4割（109市中47市）にものぼり、施設マネジメントを行う上で、まず現状を踏まえる公共施設白書を策定することがスタンダードな取り組みであるといえる。

しかし、調査結果をみると、フェーズに準じて段階的に進めている自治体、公共施設白書を発行後更新版は発行せずに計画検討を行っている自治体、施設白書を作成せずに施設マネジメントに関する計画を進めている自治体、施設マネジメントに関する計画を全く策定していない自治体に分けられる。また、各公共施設白書をみると、公共施設白書を発行している自治体においてもインフラ(社会基盤)の現状を示している自治体は現時点では少ない。インフラに関しては、施設面積や延長キロ数などの正確な総量把握の複雑さも起因しているものと考えられる。

なお、先進的に施設マネジメントの取り組みを進めている自治体は、公共施設白書を作成し、課題の洗い出しを行う。次の段階では更新版を作成し、さらに施設のあり方について方針や計画を策定しており、順序だてて施策を進め、自治体における施設の現状について市民に情報を提供している。

また、施設白書の更新版については、作成していない自治体も散見されるが、その背景に施設数などの量的な規模にも左右されることが予測される。

各自治体のフェーズをもとに公共施設マネジメントの全体状況をみていくと、後述の第5章でも示す事例にあるように、個々の施設における検討や計画は行われているが、計画実施期であるフェーズ まで到達している自治体はない状況である。

第3章 公共施設と庁内管理体制

3-1 本市の施設整備状況

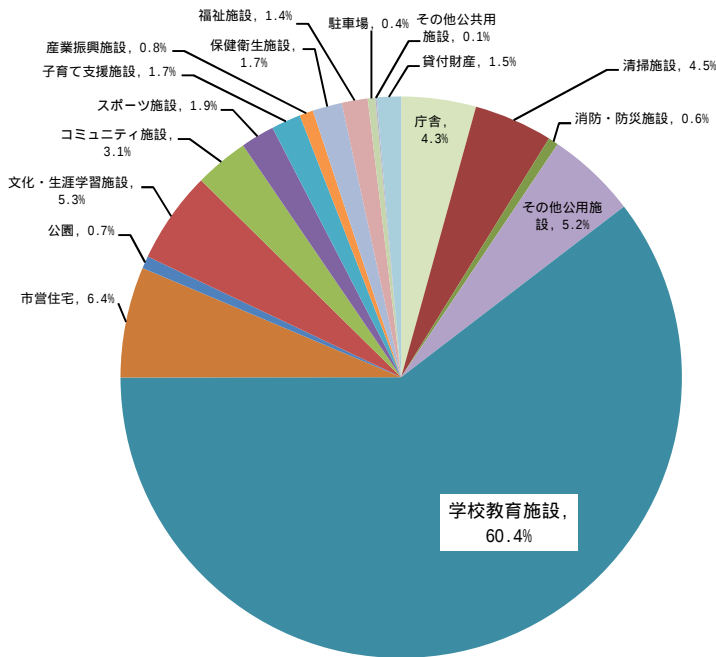
(1) 公共施設の延べ床面積及び構成比

八王子市の所有する公共施設の延床面積は110万9094㎡で、用途別の比率は、学校教育施設：60.4%（66万9455㎡）、市営住宅：6.4%（7万752㎡）、文化・生涯学習施設：5.3%（5万7970㎡）、清掃施設：4.5%（5万165㎡）となっている。このように、東京都26市の中で学校が占める割合は平均4割であるところ、小・中学校合わせ107校を所有している八王子市は、6割を占めている。合併を含めて市が成長・発展する中で、多くの人口を要し、市域も広い八王子市の特徴がここに表れている（図表3-1）。

一方、市民一人あたりの公共施設所有面積は1.97㎡/人で、東洋大学PPP研究センターが2012（平成24）年1月に公表した「全国自治体公共施設延べ床面積データ」によれば、近隣市についてみると多摩市（2.59㎡/人）、町田市（2.11㎡/人）より少ないが、多摩地域で見ると平均的な位置にある。

図表 3-1 公共施設の延べ床面積及び構成比

平成 26 年 3 月末現在



財産分類	施設名		延床面積 (㎡)	構成比		
公有財産	公用財産	庁舎	36,828	4.3%		
		事務所	11,011			
		清掃施設	50,133	4.5%		
		消防・防災施設	消防団器具置場 防災倉庫	5,162 1,152	0.6%	
		その他公用施設	その他公用施設	57,433	5.2%	
	公共用財産	学校教育施設	小学校 中学校 専修学校	413,651 253,307 2,497	60.4%	
		市営住宅	市営住宅	70,752	6.4%	
		公園	公園	7,954	0.7%	
		文化・生涯学習施設	文化（ホール）施設	29,624		
			生涯学習施設	11,901	5.3%	
			図書館	10,815		
			博物館・史跡等	5,630		
		コミュニティ施設	市民センター等 地区会館	29,798 4,859	3.1%	
			スポーツ施設	スポーツ施設		21,539
		子育て支援施設	保育園	6,704	1.7%	
			児童館	4,922		
			学童保育所	5,084		
			子育て支援施設	1,713		
		産業振興施設	農林業施設 観光施設	1,170 6,586	0.8%	
			産業振興施設	1,402		
		保健衛生施設	保健衛生施設	18,633	1.7%	
		福祉施設	高齢者福祉施設 障害者福祉施設	15,197 1,001	1.4%	
			駐車場	駐車場 自転車駐車場		4,778 176
		普通財産	その他公共用施設	875	0.1%	
			貸付財産	貸付財産	16,069	1.5%
			普通財産	普通財産	737	
			合 計		1,109,094	100.0%

出所：平成 25 年度公有財産台帳を基に作成

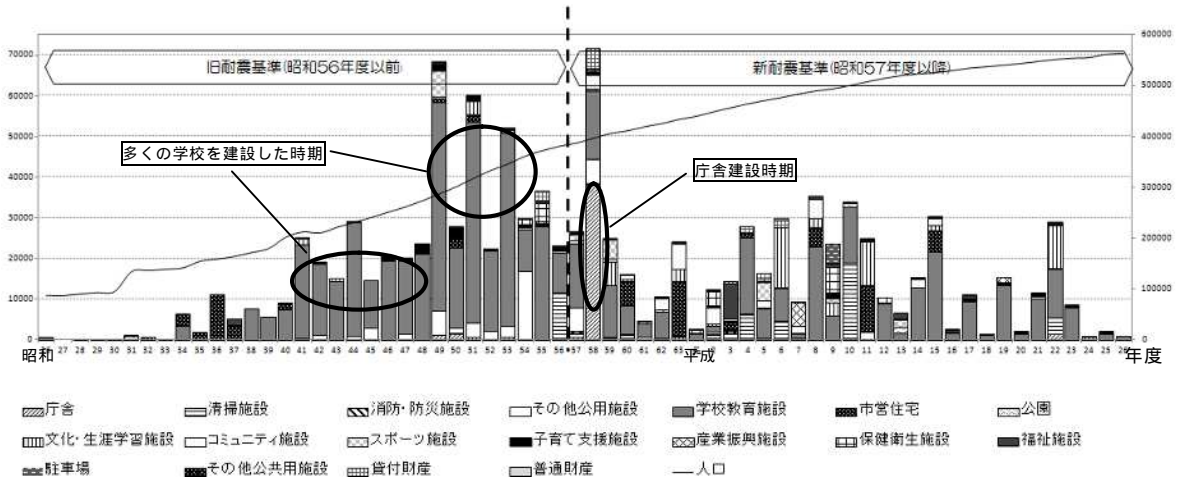
（２）築年別整備状況

公共施設の延べ床面積を築年別に見ると、1966(昭和 41)年頃から児童・生徒数の増加に対応すべく多数の小・中学校が建設されはじめ、1980(昭和 55)年頃までその傾向は続いている。なお、大規模施設の一つである現在の八王子市役所庁舎は 1983(昭和 58)年に建てられた（図表 3-2）。

図表 3-2 築年別施設整備状況

整備延床面積（㎡）

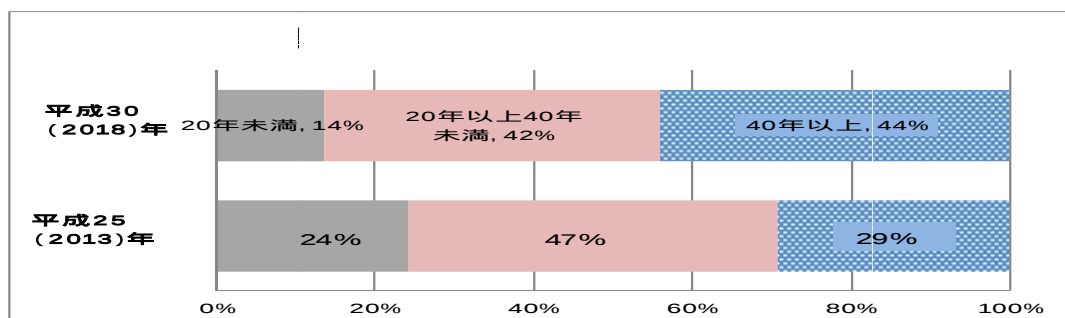
人口（人）



(3) 建物の築年数別の割合

これまで公共施設の寿命(設備及び構造的な耐久性を考慮したもの)は約 30 年程度といわれてきた(文部科学省 学校施設の長寿命化改修の手引き)。八王子市の状況を仮に、今後、施設の新設がないものとし、同時に現在の施設量を前提条件とすると、図表 3-3 のように、公共施設の建築年度から 40 年以上(鉄筋コンクリート造(RC造)・鉄骨鉄筋コンクリート造(SRC造)の建物の減価償却資産の耐用年数の基準をもとに設定)の建物の建物割合は、現在、約 30% であるが、2018(平成 30)年には 44%になり、全公共施設の建物のうち約半数が老朽化すると見込まれる。通常、建物構造(ハード)の更新と、建物に付随する空調などの設備の更新時期は異なるが、更新の時期を早く迎えるのが設備である。

図表 3-3 建物の築年数別の割合

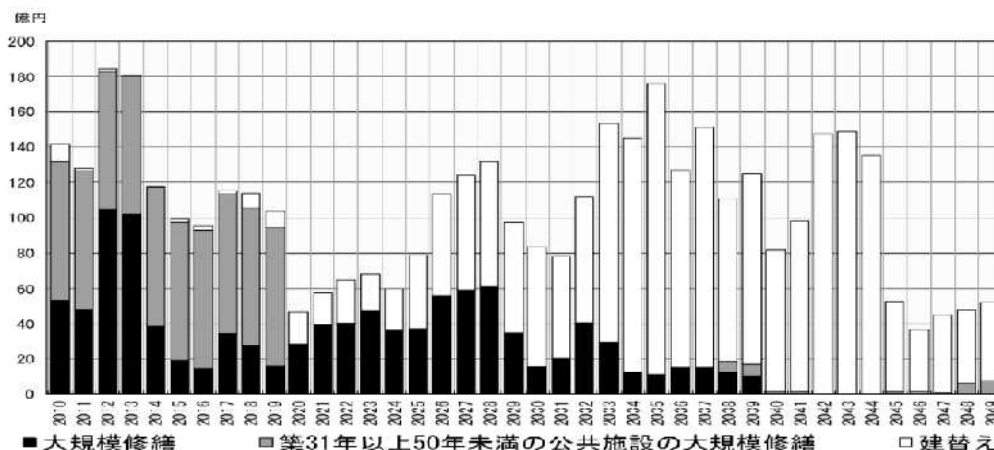


(4) 施設の更新費用

耐用年数経過後、各公共施設を現在と同じ延べ床面積で更新すると仮定した場合の今後約 40 年間にかかるコストについて、総務省が公表している推計ソフトを用いて試算をした。なお、この試算方法は、これまでになされた大規模改修などについては考慮していないことに加え、2009(平成 21)年までの施設量を前提としているため、実際の更新費用はこの試算とは異なるものと思われるが、更新費用の大枠と目安をとらえる上では意味があると考え試みた。

試算の結果、40 年間に要する更新費用は建物(ハコモノ)のみで、総額約 4000 億円、年平均約 106 億円が見込まれることが分かった(図表 3-4)。

図表 3-4 総務省推計ソフトによる更新費用推計(2009 年までの施設量を基に作成)



2014(平成 26)年 3 月のデータを基に作成。

図表 3-5 は公有財産の分類をもとに八王子市の庁内の管理体制を表したものである。施設ごとに所管課が多岐にわたることが見てとれる。一例を挙げるとすれば、公有財産台帳上、保育園や学童保育所、児童館といった子育て支援施設や、高齢者在宅支援センター、地域包括支援センターなどの社会福祉施設は、「その他の施設」と分類されているが、協働推進課からスポーツ振興課にいたるまで様々な所管が管理している。

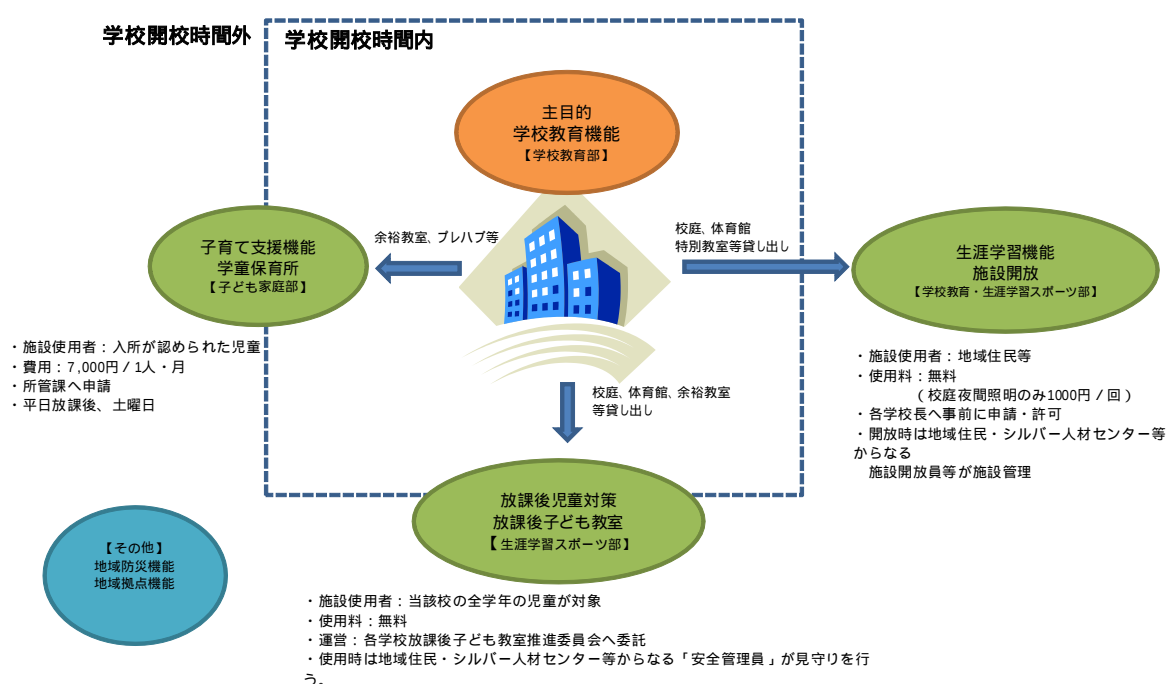
施設種別	財産種類	施設	公用・公共用	管理(部)	管理(課)		
ハコモノ	行政財産 所管管理	学校施設	学校(小・中)	公共用	学校教育部	施設管理課	
		庁舎	庁舎(本庁舎)	公用	財務部	管財課	
			庁舎(事務所)	公用	市民部	各事務所	
			庁舎(補修センター)	公用	道路交通部	補修センター	
			庁舎(保健所)	公用	健康部	健康政策課	
		市営住宅	市営住宅	公共用	まちなみ整備部	住宅政策課	
		清掃施設	清掃施設(各清掃工場、戸吹不燃物処理センター、北野余熱利用センターなど)	公用	資源循環部	各施設	
			清掃施設(北野衛生処理センター、北野衛生事業所)	公用	水循環部	各施設	
		消防・防災施設	防災倉庫	公用	生活安全部	防災課	
		公園	消防団器具置場	公用	生活安全部	防災課	
			公園(都市公園)	公共用	まちなみ整備部	公園課	
		普通財産 管財課管理 各所管管理	公園	公園(都市公園)スポーツができる公園	公共用	生涯学習スポーツ部	スポーツ施設管理課
				公園(その他の公園)	公共用	まちなみ整備部	公園課
			その他の施設	公園(その他の公園)高尾梅の郷まちの広場 便所、管理棟	公共用	都市計画部	交通企画課
				公園(未公告公園)東3まちの広場	公共用	まちなみ整備部	公園課
	市民センター		公共用	市民活動推進部	協働推進課		
	教育文化施設(市民会館、いちょうホール、夢美術館)		公共用	市民活動推進部	学園都市文化課		
	教育文化施設(図書館)		公共用	図書館部			
	教育文化施設(学園都市センター)		公共用	市民活動推進部	学園都市文化課		
	教育文化施設(郷土資料館、絹の道資料館、こども科学館)		公共用	生涯学習スポーツ部	文化財課 こども科学館		
	教育文化施設(教育センター)		公共用	学校教育部	指導課		
	教育文化施設(姫水平自然の家)		公共用	生涯学習スポーツ部	生涯学習政策課		
	児童館		公共用	子ども家庭部	児童青少年課		
	保育園		公共用	子ども家庭部	保育幼稚園課		
	学童保育所		公共用	子ども家庭部	児童青少年課		
	その他の施設		観光施設	公共用	産業振興部	観光課	
		体育施設(運動場、体育館、競技場、グラウンド)	公共用	生涯学習スポーツ部	スポーツ施設管理課		
		地区会館(集会所)	公共用	市民活動推進部	協働推進課		
		その他の施設(霊園)	公共用	市民部	市民生活課		
		その他の施設(測定室)	公用	環境部	環境保全課		
		その他の施設(小児・障害メディカルセンター)	公共用	医療保険部	地域医療政策課		
		その他の施設(地域子ども家庭支援センター)	公共用	子ども家庭部	子ども家庭支援センター		
		その他の施設(北野下水処理場)	公用	水循環部	水再生施設課		
		その他の施設(地域包括支援センター)	公共用	福祉部	高齢者福祉課		
		その他の施設(高齢者在宅サービスセンター)	公共用	福祉部	高齢者いきいき課		
		その他の施設(道の駅「八王子滝山」)	公共用	産業振興部	農林課		
		その他の施設(学校営繕作業所)	公用	学校教育部	施設管理課		
		その他の施設(スポーツ振興課倉庫)	公用	生涯学習スポーツ部	スポーツ振興課		
		その他の施設(生涯学習スポーツ部敷田会議室・敷田倉庫)	公用	生涯学習スポーツ部	スポーツ振興課		
		インフラ	旧浅川支所	普通財産	財務部	管財課	
	旧市立三本松小学校		普通財産	市民活動推進部	学園都市文化課		
	陵南いちょう会館		普通財産	市民活動推進部	協働推進課		
	東京都西部公園緑地事務所等貸付地		普通財産	産業振興部	観光課		
	北野清掃工場内物置		普通財産	資源循環部	北野清掃工場		
	自転車駐車場		普通財産	道路交通部	交通事業課		
集会所	普通財産		拠点整備部	区画整理課			
中心市街地活性化施設	普通財産		拠点整備部	中心市街地対策課			
旧戸吹清掃事業所	普通財産	資源循環部	ごみ減量対策課				

3-3 施設の管理と利用状況からみた管理運営体制

(1) 小学校・中学校施設

本市における公立小学校施設の管理について一般的なモデル図を図表 3-6 で表した。なお、「学校施設」とは、校庭、体育館、教室、防災倉庫など、「学校」のエリア内に設置している施設や機能(市民サービス)全てのものを指すこととする(以下、他施設でも同様のとらえ方をする)。学校施設に関しては、学校教育部施設管理課が管理しているが、授業以外の時間帯においても施設開放(生涯学習機能)をはじめ、学童保育所(子育て支援機能)、放課後子ども教室(放課後児童対策)などを始め、地域防災機能地域拠点機能など、小学校が地域コミュニティの中核的な場となっていることがわかる。授業以外の時間帯の利用に関しては、図表 3-6 で示すとおり、複数の所管が関わっている。

図表 3-6 公立小学校施設の管理及び利用 一般モデル図



学校開校時間は教職員が在勤する時間とした。

各小学校および各中学校における施設利用状況を図表 3-7、図表 3-8 で具体的に示す。日数にばらつきがあるものの、図表から、全ての小・中学校において施設開放が実践されていること、また、小学校では放課後子ども教室と学童保育所として利用されていることがわかる。放課後子ども教室の利用においては、PTAをはじめ、地域の有志などが携わっており、地域住民との連携が見られる。学童保育所については、専用施設を設置していない場合、学校施設の余裕教室が利用されている。なお、放課後子ども教室と学童保育所は、小学校の児童が中心として利用するもので、中学校施設においては設置されていない。

図表 3-7 学校施設利用状況一覧【小学校】(26 年度) (1)

2015 (平成 27) 年 3 月 1 日現在

	学校名	施設開放	放課後子ども教室		学校敷地内にある 学童保育所
		施設開放日数 (開放日数は平成25年度 データ)	運営日	運営主体	
1	第一小	272	土(年8回)	地域の有志	—
2	第二小	253	月木金	P T A 等	余裕教室
3	第三小	334	(月火) 水木金 第1・3土	地域スポーツクラブ・PTA等	専用施設
4	第四小	224	月水 保護者会日	P T A 等	プレハブ
5	第五小	279	月～金 土(年6回)	町会・P T A 等	プレハブ
6	第六小	300	水	町会、子供会育成会等	プレハブ
7	第七小	271	火水木金 土(年2回)	元 P T A	専用施設
8	第八小	199	水	保護者会	—
9	第九小	268	月～金 (学校休業日含む)	N P O 法人 試行導入	余裕教室
10	第十小	241	月・水・木・金 土(年8回)	保護者会	余裕教室
11	中野北小	230	水	P T A	—
12	清水小	167	水 保護者会日	P T A	余裕教室
13	大和田小	240	水木 土(年8回)	P T A 等	余裕教室
14	小宮小	259	水	P T A 等	プレハブ
15	高倉小	304	(月火) 水 土(年8回)	P T A 等	プレハブ
16	宇津木台小	279	月・水・金 (火木)	学校評議員・元 P T A 等	余裕教室
17	横山第一小	196	水 保護者会日	P T A 等	プレハブ
18	横山第二小	245	—	—	—
19	散田小	322	—	—	余裕教室
20	長房小	243	—	—	—
21	船田小	177	水 保護者会日	P T A	余裕教室
22	館小	179	—	—	—
23	山田小	204	月火水金 土(年11回)	元PTA、児童委員、保護者有志等	プレハブ
24	櫛田小	186	水木 7月8月学校休業日	P T A 等	余裕教室
25	緑が丘小	90	月～金 土(年8回)	保護者等	プレハブ
26	元八王子小	249	月水金 土(年8回)	P T A 等	プレハブ
27	元八王子東小	185	月水金	P T A 等	余裕教室
28	城山小	294	月～金 土(年8回)	P T A、学校評議員等	余裕教室
29	上壱分方小	193	—	—	余裕教室
30	式分方小	189	月水金	地域の有志、P T A	余裕教室
31	横川小	94	月水	町会・保護者会等	—
32	恩方第一小	199	—	—	プレハブ
33	恩方第二小	84	水 保護者会	P T A 等	—
34	元木小	264	—	—	—
35	川口小	295	—	—	—

図表 3-7 学校施設利用状況一覧【小学校】(26 年度) (2)

	学校名	施設開放	放課後子ども教室		学校敷地内にある 学童保育所
		施設開放日数 (開放日数は平成25年度 データ)	運営日	運営主体	
36	陶鑛小	300	水 土(年8回)	おやじの会、PTA	—
37	上川口小	123	—	—	余裕教室
38	美山小	102	水	PTA	プレハブ
39	檜原小	233	水木金 土(年10回)	PTA等	余裕教室
40	松枝小	218	月～金	PTA等	—
41	加住小中	308	水	町会等	—
42	由井第一小	311	水・保護者会 土(2回)	保護者会等	プレハブ
43	由井第二小	201	—	—	—
44	由井第三小	236	土(年9回)	おやじの会	プレハブ
45	長沼小	284	水 土(年8回)	地域の有志	余裕教室
46	片倉台小	149	(月木金)水・保護者会	元PTA等	余裕教室
47	高嶺小	225	水 学校休業日	保護者会	余裕教室
48	みなみ野小	184	水	保護者の有志	—
49	みなみ野君田小	298	金 土(年8回)	保護者	プレハブ
50	七国小	294	水 保護者会日 土(年8回)	保護者	—
51	浅川小	183	月～金	地域スポーツクラブ・町会・PTA等	—
52	東浅川小	191	月～金 土(3回)	地域スポーツクラブ・保護者有志等	プレハブ
53	由木中央小	259	—	—	—
54	由木東小	266	水・保護者会	PTA等	プレハブ
55	由木西小	194	水	PTA	余裕教室
56	鹿島小	238	月水金 土(年8回)	自治会、民生委員等	—
57	松が谷小	258	水金 土(年6回)	青少年対策地区委員・民生児童委員 等	—
58	中山小	128	水	保護者会	プレハブ
59	柏木小	221	水金	保護者等	—
60	南大沢小	201	水・木・金 土 学校休業日(年8回)	保護者等	プレハブ
61	宮上小	305	水(月金)	保護者等	—
62	秋葉台小	200	木(金)	地域・元保護者会等	プレハブ
63	別所小	285	水(火金) 保護者会日	保護者等	—
64	愛宕小	292	木金 土(年8回)	地域の有志	—
65	松木小	243	木 保護者会日 土(年10回)	保護者会	—
66	下柚木小	235	水金	保護者等	—
67	上柚木小	47	—	—	余裕教室
68	長池小	273	火・水 土(年11回)	保護者会等	プレハブ
69	鎌水小	198	—	—	プレハブ
70	高尾山学園	—	—	—	—
		施設開放 70校 (校庭の夜間開放10校)	放課後子ども教室 56校		学校敷地内 学童保育所 43校

図表 3-8 学校施設利用状況一覧【中学校】(25 年度開放日数)

	学校名	施設開放		学校名	施設開放
1	第一中学校	216	21	檜原中学校	63
2	第二中学校	346	22	加住中学校	160
3	第三中学校	53	23	由井中学校	297
4	第四中学校	15	24	打越中学校	266
5	第五中学校	127	25	みなみ野中学校	312
6	第六中学校	342	26	七国中学校	40
7	第七中学校	103	27	浅川中学校	272
8	ひよどり山中学校	200	28	陵南中学校	99
9	甲ノ原中学校	220	29	由木中学校	153
10	石川中学校	289	30	松が谷中学校	158
11	横山中学校	323	31	中山中学校	207
12	長房中学校	63	32	南大沢中学校	341
13	館中学校	43	33	宮上中学校	325
14	梶田中学校	26	34	別所中学校	77
15	元八王子中学校	82	35	上柚木中学校	23
16	四谷中学校	139	36	松木中学校	287
17	横川中学校	125	37	鑓水中学校	347
18	城山中学校	88	38	高尾山学園	60
19	恩方中学校	166		全校数	38
20	川口中学校	315			

(2) 事務所施設

多くの事務所施設は、八王子市がかつて町村合併する以前の旧町村役場であった背景があり、地区住民に身近な施設として利用されてきた。施設の状況は図表 3-9 に示す。なお、前節の学校施設と同様に、「事務所施設」は、事務所施設と同じエリア内にある機能(市民サービス)、駐車場、防災倉庫などを含めた施設全体のことを指す。近年は、事務所と同じエリアにある市民集会所の有効活用により、従来からある地区図書室の他、子育て支援、学童など機能(市民サービス)を行っている状況にある。以上の状況から本市の中でも多機能化された施設の一つといえる。しかしながら、市民集会所の多くは 2 階に設置されている。また、高齢者や子どもが利用する機能も 2 階に設置され、バリアフリー化などアクセス面の課題を解決していく必要がある。施設設置経過年数についてみると、恩方事務所・横山事務所などの築 40 年程度経過した建物、加住事務所・由木東事務所などの築 30 年程度の建物と、比較的新しい民間複合施設内にある南大沢事務所・八王子駅南口総合事務所に分類することができる。

施設の管理について、事務所施設は市民部が行っているが、他の公共サービスを有するスペースにおける運用は、それらに応じて関係する所管課が行っている。

図表 3-9 事務所および他の機能（市民サービス）の内容

	事務所名	開設年	機能 1	機能 2	機能 3	6 地域	14 地域
1	八王子駅南口総合事務所	平成 22	（複合ビル内に設置）			中央地域	本庁管内
2	浅川事務所	昭和 61	市民センター（1、2 階）			西南部地域	浅川地域
3	横山事務所	昭和 49	市民集会所（2 階）			西南部地域	横山地域
4	館事務所	昭和 53	市民集会所（2 階）	子ども家庭支援センター（2 階）		西南部地域	館地域
5	由木事務所	昭和 63	市民センター（1、2 階）			東部地域	由木地域
6	由木東事務所	平成 2	市民センター（1、2 階）			東部地域	由木東地域
7	南大沢事務所	平成 8	（複合ビル内に設置）			東部地域	南大沢地域
8	元八王子事務所	昭和 51	市民集会所（2 階）	子ども家庭支援センター（2 階）（市民集会所から転用）	地区図書室（2 階）	西部地域	元八王子地域
9	恩方事務所	昭和 49	市民集会所（1 階）	老人憩の家（2 階）		西部地域	恩方地域
10	川口事務所	昭和 56	市民集会所（2 階）	高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）（1 階）（事務所の一部を転用）		西部地域	川口地域
11	加住事務所	昭和 58	学童保育所（2 階）（市民集会所から転用）			北部地域	加住地域
12	北野事務所	昭和 50	市民集会所（2 階）			東南部地域	北野地域
13	由井事務所	昭和 58	市民集会所（2 階）	地区図書室（2 階）		東南部地域	由井地域
14	石川事務所	昭和 50	子ども家庭支援センター（2 階）（市民集会所から転用）	地域福祉推進拠点（2 階）（市民集会所から転用）		北部地域	石川地域

6 地域、14 地域欄は事務所の管轄を示すものではなく、所在地を示している。
主な機能（市民サービス）を抜粋

（３）多機能・複合施設

本市の多機能・複合施設としては「やまゆり館」「クリエイトホール」「南大沢総合センター」がある。なお、本研究における「多機能（化）」「複合施設」は以下のように定義をする。

「多機能（化）」：主たる機能（市民サービス）を持つ施設に対し、同種あるいは異種の機能を追加すること。

「複合施設」：ある施設を検討する際、そこに必要な機能を合わせて一つの総合施設として整備されるもの。

やまゆり館

本施設は、図書館、市民センター、生涯学習センターの３機能（市民サービス）が併設されている複合施設である。それぞれのサービスは空間的に区切られており、来館者は中央部に設置されたエントランスを通り、各市民サービスを行う場へ移動し、アクセスする仕組みとなっている。業務上の運営は各施設（機能）担当所管課が行っている。

クリエイトホール（生涯学習センター）

本施設は、旧都立八王子図書館跡地に建設されたものである。主に生涯学習センターと、図書館の機能（全床面積の3割）を担っており、その他、子ども家庭支援センター、消費生活センター、男女共同参画センターの機能（市民サービス）が併設している。施設内の各機能（市民サービス）にはエレベータを使用してアクセスする（生涯学習センターの受付は7階）。併設されている図書館については、八王子駅からのアクセスの利便性もあり中央図書館に次いで入館者数が多い（53万3518人（なお、生涯学習センターは21万4147人）（平成26年度版「八王子市の概要」より））のが特徴である。建物に関する全体的な管理運営は生涯学習スポーツ部学習支援課が担当し、業務上の運営は各施設（機能）担当所管課が担っている。

南大沢総合センター（フレスコ南大沢 公共施設棟）

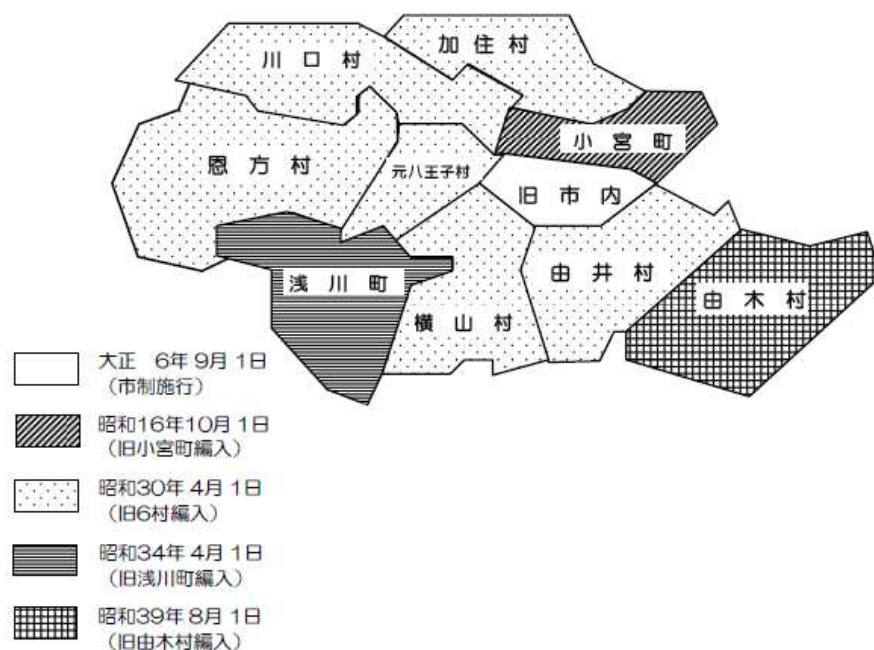
本施設は、東部地域の拠点施設として事務所、文化会館、市民センター、生涯学習センター、図書館、保健福祉センターなど主要機能を置いている。また、八王子市土地信託事業として建設された複合施設であるという点にも特徴がある。土地は市有地であるが、建物の所有者は信託銀行で、本市は借主という立場となっており、家賃を支払う体制をとっている。建物全体の管理運営は建物主側、建物内の公共施設部分における業務上の運営は各施設担当所管課、共用スペースと総合管理室の管理については管財課が行っている。

第4章 地域特性と公共施設

4-1 八王子市の歩みからみた市域の拡大

本市は様々な歴史的背景及び合併により市域を拡大されてきたが、東京のひとつの自治体としての出発点は、明治26（1893）年に神奈川県から東京府へと多摩地域が移管されたことにかのぼる（図表4-1、図表4-2）。

図表4-1 八王子市の形成に関わる旧市町村



出所：統計はちおうじ平成25年度版図表1 市域の変遷

図表 4-2 八王子市の変遷

1889(明治 22)年 4 月 17 日	町制施行(八王子町)
1889(明治 22)年	中央線(新宿—八王子間)開通
1893(明治 26)年 4 月 1 日	八王子町が東京府に編入
1917(大正 6)年 9 月 1 日	市制施行
1925(大正 14)年	京王線開通
1955(昭和 30)年 4 月 1 日	八王子市へ(横山村、元八王子村、恩方村、川口村、加住村、由井村合併) 横山支所、元八王子支所、恩方支所、川口支所、加住支所、由井支所設置
1959(昭和 34)年 4 月 1 日	八王子市(八王子市、浅川町合併) 浅川支所設置
1964(昭和 39)年 8 月 1 日	八王子市(八王子市、由木村合併) 由木支所設置
1974(昭和 49)年	人口 30 万人突破(東京のベッドタウンとして人口急増)
1983(昭和 58)年	人口 40 万人突破(大学の立地による学園都市としての形成)
1995(平成 7)年	人口 50 万人突破
2015(平成 27)年 4 月	東京都初の中核市へ移行

4-2 地域区分と交通網

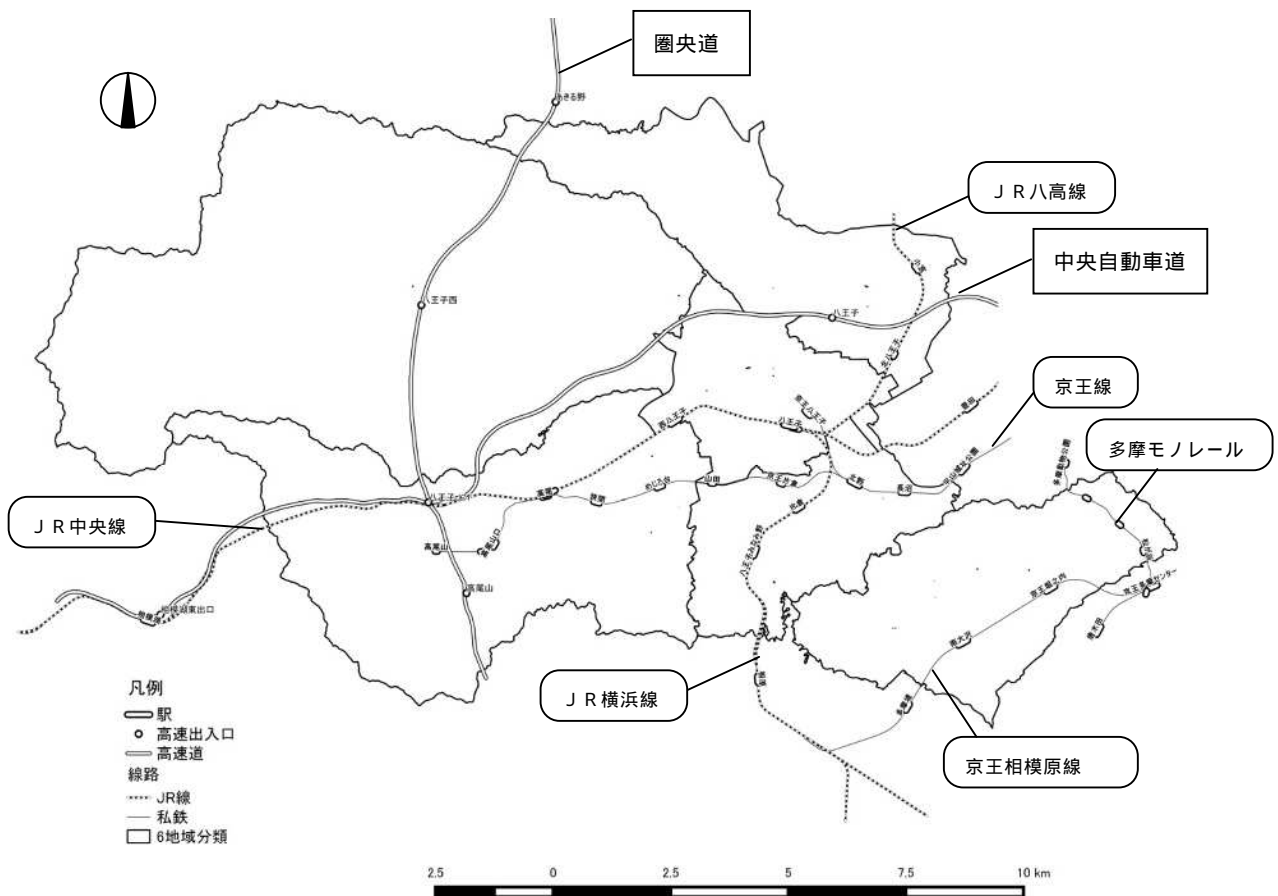
本市は基本構想・基本計画の中で、地勢や過去の経緯などから市域を「中央地域」、「東部地域」、「東南部地域」、「西部地域」、「西南部地域」、「北部地域」の 6 つに区分している。現在、6 地域による区分は本市が各種の計画を策定したり、事業を実施する際の基本単位となっている。

具体的には、「中央地域」は、織物産業を基盤として本市が発展してきた中心となる市街地、「東部地域」は多くの大学が立地する学園都市と多摩ニュータウン、「東南部地域」は八王子ニュータウンに代表される住宅地、「西部地域」は豊かな緑が広がる里山、「西南部地域」は圏央道の開通による交通の利便性の向上を背景に更なる来訪者の増加が見込まれる高尾山が立地する観光地となるまち、「北部地域」は八王子インターチェンジが位置する交通の要衝となっている。このように、6 地域区分でも、本市は豊かで多様な地域性を特徴としている。

また、6 地域を更に細分化した 14 地域の地域区分がある。これは、かつて市民部事務所が管轄区域を設定していた頃の区分であるが、2012・2013(平成 24・25)年度の八王子市都市政策研究所の調査研究においても、人口推計における調査区分の一つとして設定し、分析を行っている。こうした経緯もあり、本研究においても 6 地域、14 地域の地域区分を基準に現状把握を試みた。

地域分析を進めるにあたり、まず基幹的な交通ネットワークの現況を確認する。現在の交通ネットワークは図表 4-3 となっており、鉄道は、JR 中央線、京王線が東西方向に、JR 横浜線、JR 八高線、多摩モノレールが南北方向に位置する。こうした鉄道網の他にバス路線網が市内に張り巡らされ、市内全体の交通網が形成されている。高速道路は、東西方向に中央自動車道が、南北方向に圏央道がある。2014(平成 26)年 6 月 28 日に圏央道の高尾山インターチェンジから相模原愛川インターチェンジ間が開通したことにより、東名、関越、圏央道とつながったことで、高速道路網の利便性が一段と向上した。

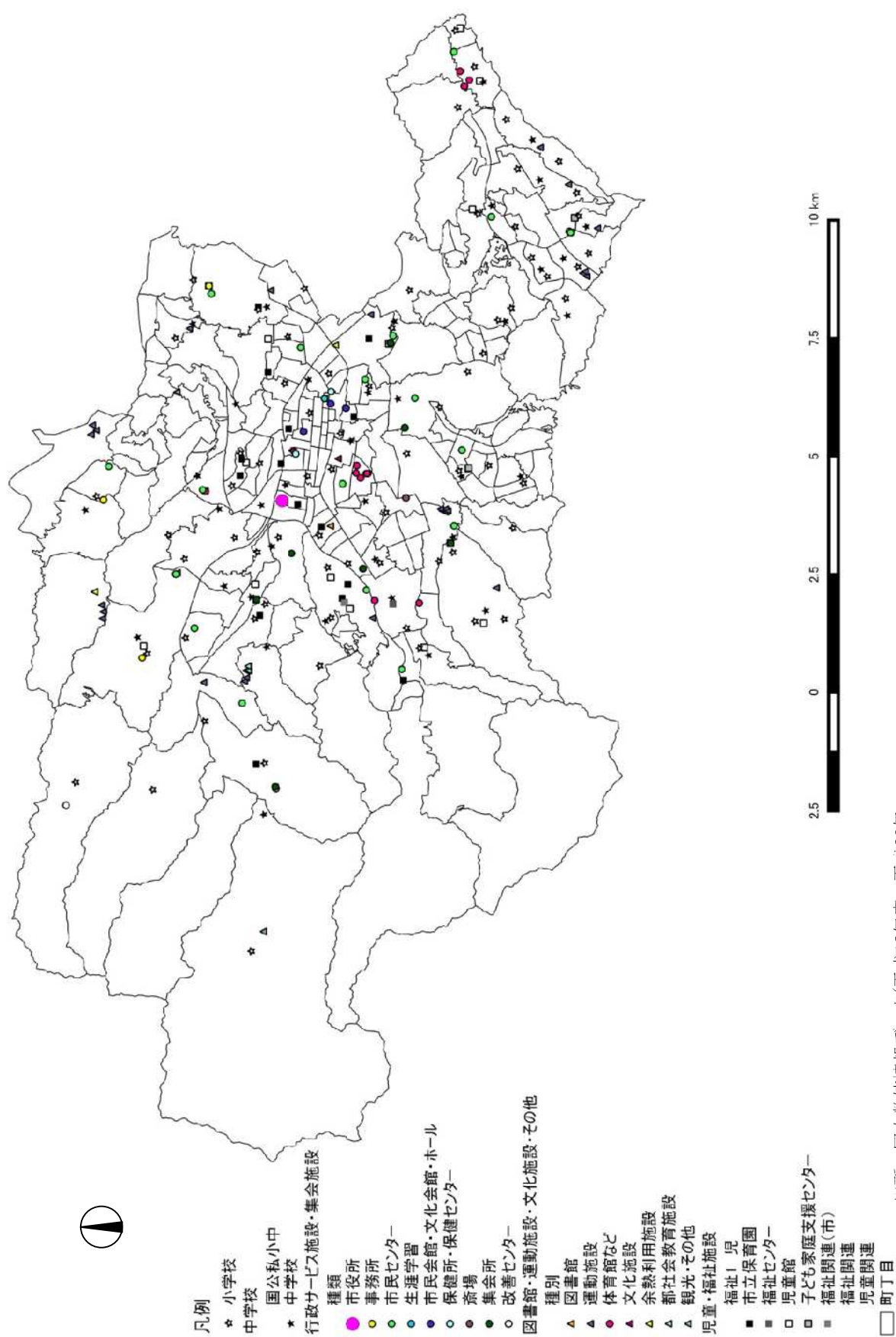
図表 4-3 八王子市の交通網(鉄道・高速道)



4-3 地域からみた施設分布

本節では、地域からみた施設の配置状況について各地域区分を用いながら設置状況を示す。図表 4-4 は、町丁目からみた本市の主な公共施設の設置状況である。図表で示しているように、学校施設は全域において分布しており、第 3 章でとりあげた小学校と中学校が多数配置されている状況が分かる。その他の施設に関しては、中央地域とその周囲を含めた施設配置、東部地域の施設の広がりが見てとれる。土地の立地状況からみると山間部や緑地帯が広がる東部地域と中央地域の間など、立地・市域性を考慮しながら、基本単位である 6 地域・14 地域を基準とした設置状況が見てとれる。

図表 4-4 八王子市の主な公共施設



4-3-1 事務所施設

事務所は、昭和 30 年代に合併した町村役場の場所のほか、市内の交通の要所などに設置されている。40 年程前に庁舎対策本部により、市全体を網羅する形で建替と新規建設が計画され、12 か所の施設を順次建設するに至った。その後、新たに南大沢事務所・八王子駅南口総合事務所が設置された。新規施設の建設年については、ニュータウンの開発など地域の形成過程・住民ニーズの変化と密接に関連している。

4-3-2 小学校区

小学校区に着目し、小学校区別児童数を図表 4-5 にて示す(高尾山学園は除く)。徒歩圏内を基本とする小学校区は、その地域のコミュニティ形成に重要な役割を担うという意味で重要な区域区分であり、歴史的背景をもつ 14 地域、6 地域の区分とともに注目する必要がある。また、本市における学校の設立の背景として、中心市街地や西部地域などでは、明治時代からの旧村の学校などの歴史的な背景がある一方、ニュータウン地域において大規模宅地開発により急激な人口増加という需要に対応する形で学校を設立してきた背景があり、このような地域の成り立ちが地域によって多く異なることを、まずふまえなければいけない。

このような状況を認識した上で小学校区を見てみると、本市の区域に在学する児童数という点では、50 名程度の規模から 800 名規模の小学校が立地しており、学校選択制があることを考慮した上でも地域によって児童数に相当の差があることがわかる。特にニュータウン地域では、700 名前後の児童を抱える小学校の間に、70 名規模の学校が挟まれるような形で立地しており、小学校区の児童数が隣接する小学校区でも異なっていることがわかる。

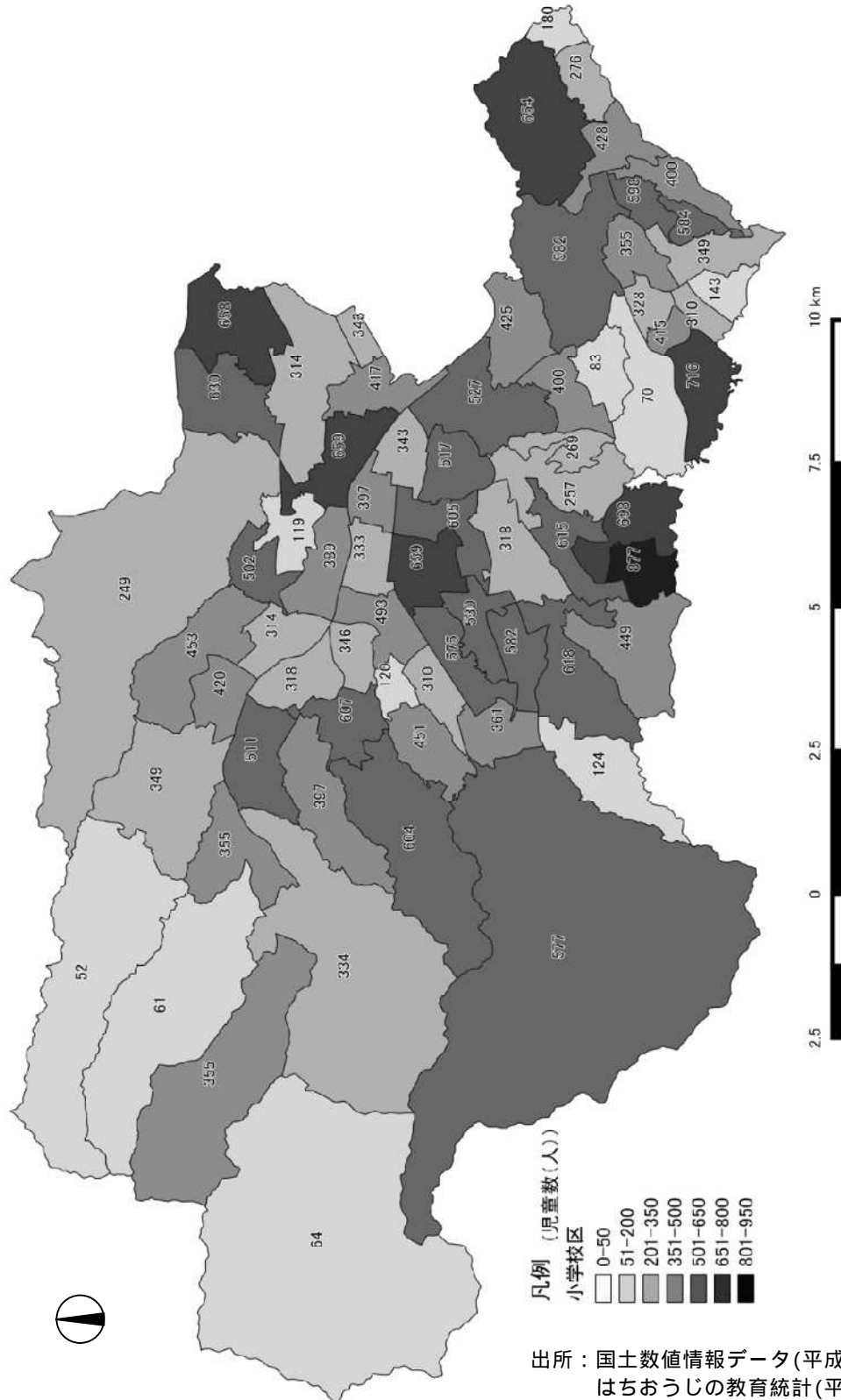
4-3-3 中学校区

中学校区については、小学校区と同様に中学校区生徒数を図表 4-6 にて示した(高尾山学園は除く)。中学校区においても小学校区と同じく本市における学校の設立の背景として、中心市街地や西部地域などでは、明治時代からの旧村の学校などの歴史的な背景がある一方、ニュータウン地域において大規模宅地開発により急激な人口増加という需要に対応する形で中学校も設立してきた背景があり、このような地域の成り立ちが地域によって多く異なることをまずふまえなければいけない。

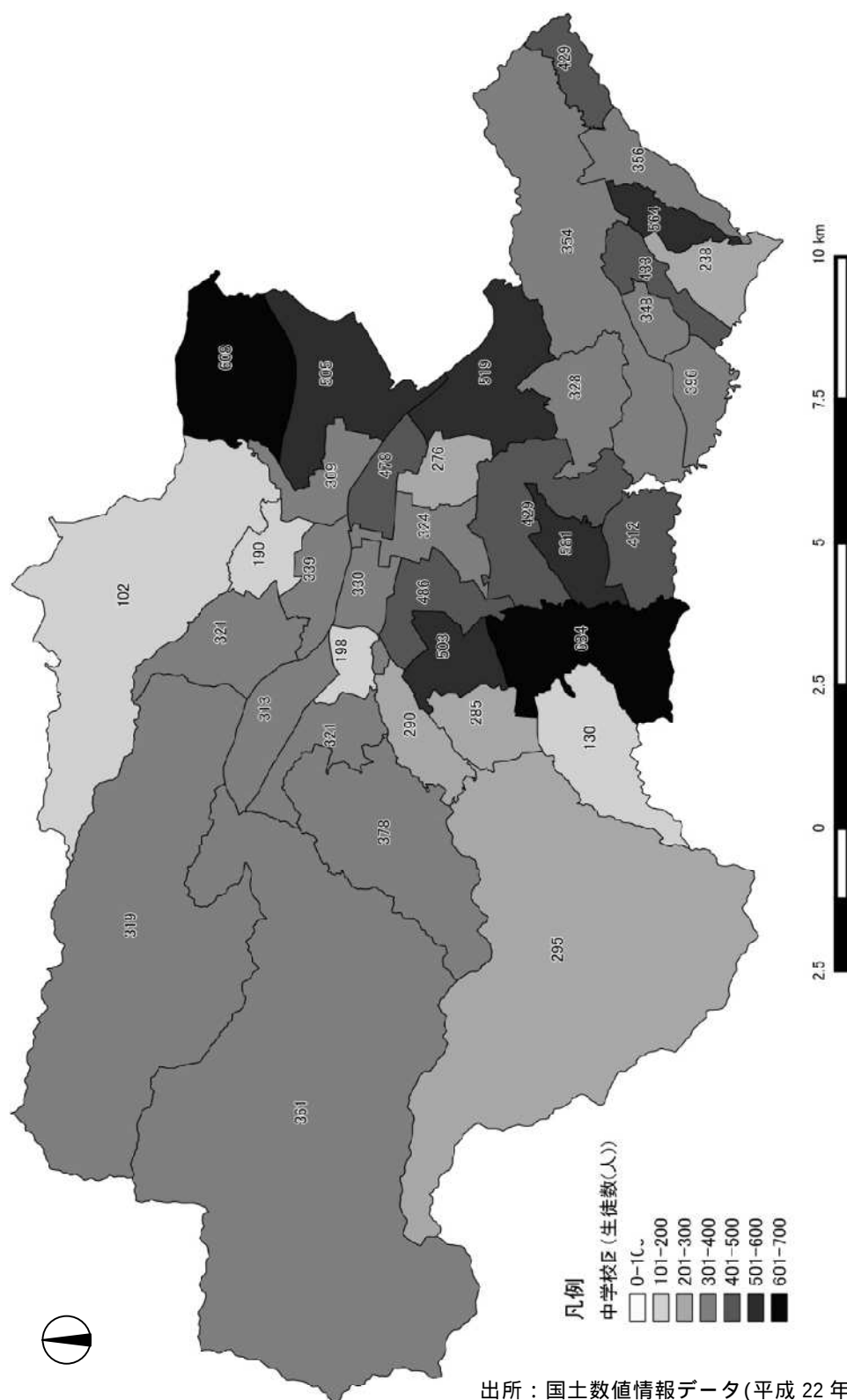
生徒数に関しては、小規模地域(100~130 名前後)、中規模地域(250~350 名前後)、大規模地域(500 名以上)の三区分に分類できることが可能と思われる。大規模地域については、600 名を超え学校区として梶田中学校区、石川中学校区など梶田町や石川町を中心とした地域が挙げられる。一方、由木中学校区のように、小学校区と重なる地域で児童数が多いものの、生徒数は児童数に対し少ない傾向を示している地域がある。小規模の地域は、館中学校区など、小学校区における児童数において少なかった学区域と重なる中学校区では生徒数も小規模であることがわかる。

以上のことから、今後の地域の変化を捉える上で町丁目・6 地域・14 地域・小学校区と合わせて中学校区についても把握する必要がある。

図表 4-5 小学校区別児童数(2014(平成 26)年度)



図表 4-6 中学校区別生徒数(平成 26 年度)



出所：国土数値情報データ(平成 22 年度)・
はちおうじの教育統計(平成 26 年度版)より作成

平成 26 年 9 月 1 日現在の生徒数に基づく

4-4 高齢化の状況

周知のように我が国全体としては、すでに 2010(平成 22)年に超高齢社会(高齢化率 21%超)に進んでいるが、図表 4-8 で示す様に、八王子市においても多くの地域において超高齢社会を迎えていることがわかる。具体的に高齢化率でみると内閣府が発行する 2014(平成 26)年度の高齢者白書によると、総人口に対する高齢化率は 25.1%、東京都においては 21.9%であり全国的に高齢者の割合が増加していることがうかがわれる。一方、本市では、市全体で 23.9%となり東京都全体よりも高い高齢化率に達している。

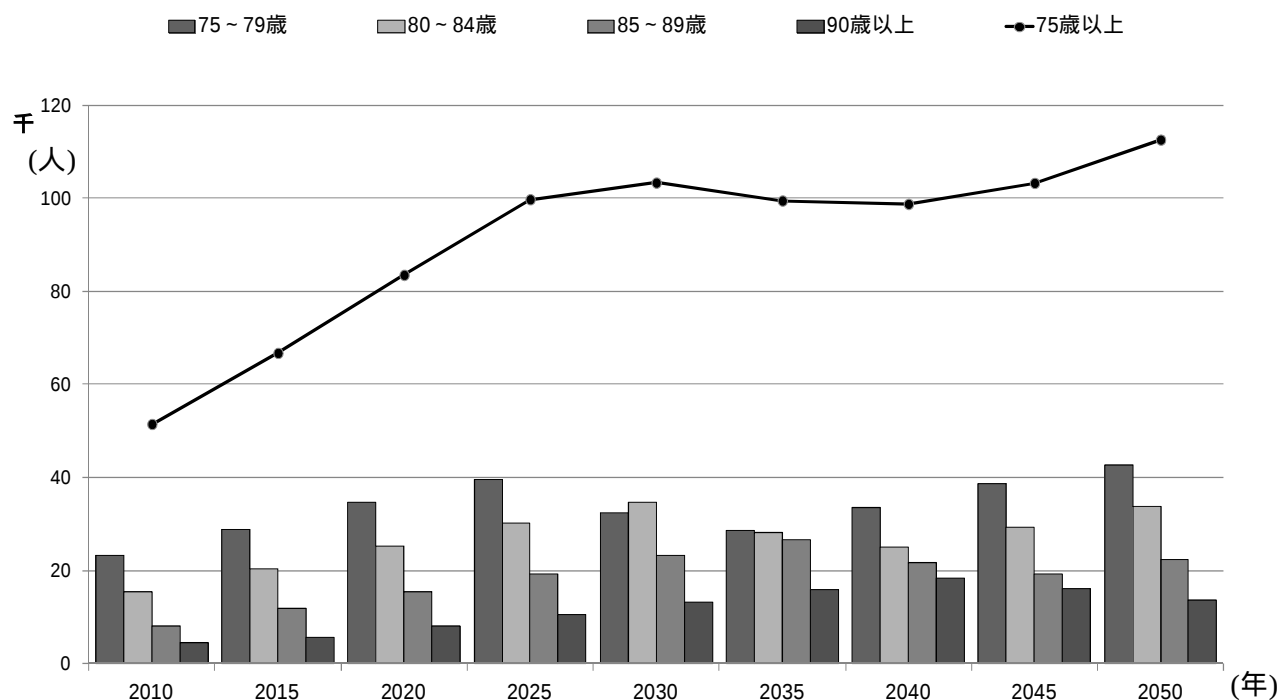
地域性に着目すると、南陽台 1 丁目～3 丁目、北野台 1 丁目～3 丁目、中野山王 3 丁目、みつ台 1 丁目～2 丁目、めじろ台などの団地においての高齢化率が約 4 割以上と、南浅川町を除いて、八王子市西部地域よりも顕著だという点が特徴の一つである。これらの団地は、昭和 30 年代～50 年代にかけて開発された民間大規模戸建住宅団地が主となっている。

一方、多摩ニュータウンである別所 1 丁目～2 丁目の高齢化率は約 10～15%であり、ニュータウンと大規模戸建住宅団地という地域の成り立ちの差による世帯の年齢構成の割合が異なっていることがわかる。

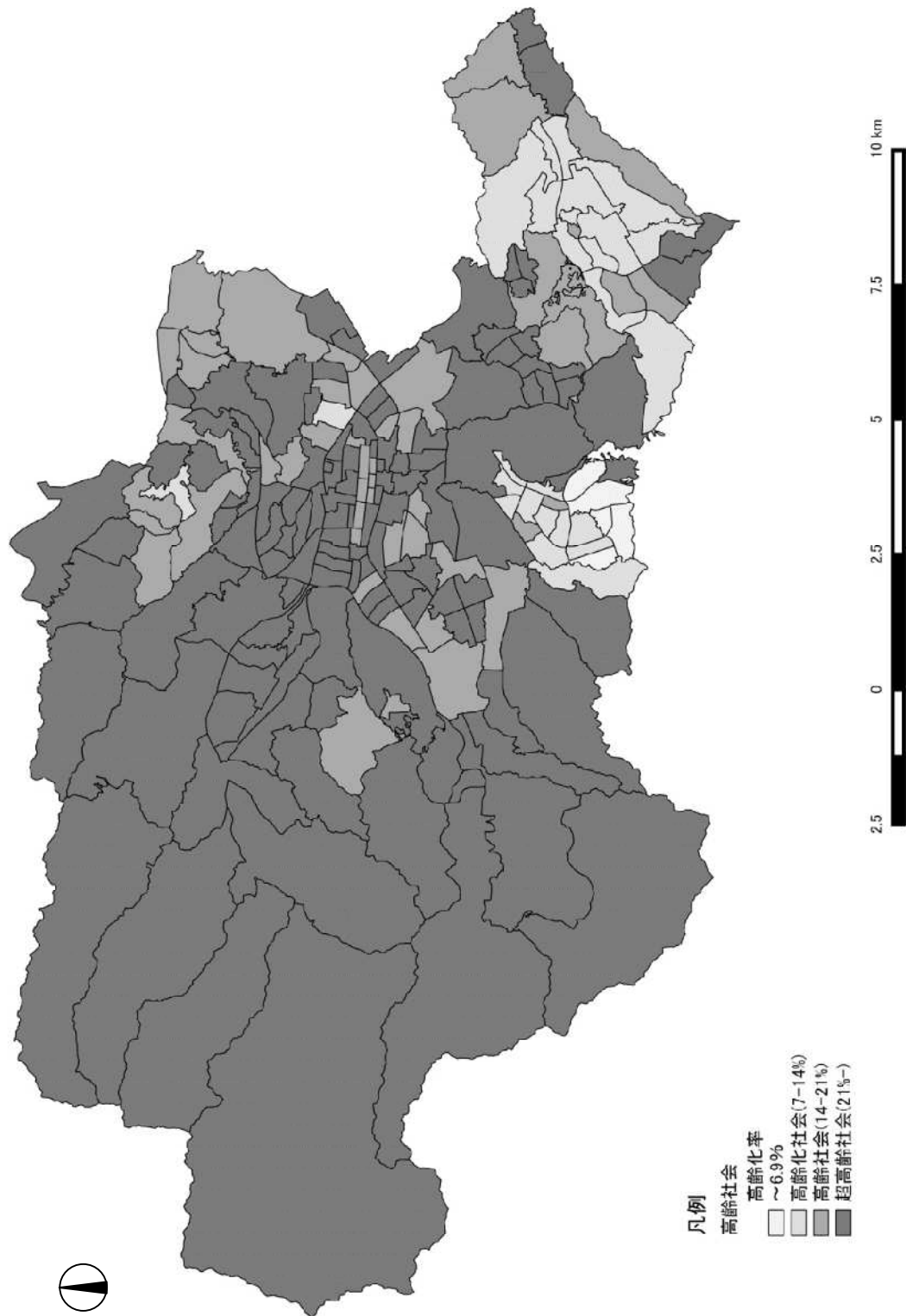
また、八王子市都市政策研究所で作成した人口推計をもとに、75 歳以上の人口変化をとらえると図表 4-7 のようになる。75～79 歳では 2025 年まで、80～84 歳では 2030 年まで、85～89 歳では 2035 年まで増加し、90 歳以上は推計範囲内では常に増加している。特に、85～89 歳では 2010 年と 2035 年では 2 倍以上、90 歳以上では 2010 年と 2040 年では約 5 倍以上増加する。

以上のように、今後の高齢化の状況変化については、地域性を加味しながら、高齢化の変化を構成する年齢層の把握についても注視していかなければならない。

図表 4-7 八王子市の 75 歳以上の人口推移と推計



図表 4-8 高齢化状況



(平成26年1月1日住民基本台帳に基づく)